仕　様　書

本仕様書は、発注者である札幌市（以下「委託者」という。）が受託者に委託する、「市有施設のエネルギー削減に向けた運用改善支援業務」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定める。

１　業務名

市有施設のエネルギー削減に向けた運用改善支援業務

２　業務の目的

札幌市は、令和３年３月に策定した「札幌市気候変動対策実行計画（区域施策編）」において、2050年ゼロカーボンシティ実現を見据えて2030年度の温室効果ガスを2016年度比で60％削減する目標を掲げ、それに向けた主な取り組みとしてエネルギーロスの削減に向けた設備機器の効果的な運用を行うこととしている。

この目標実現のためには使用者側の徹底した省エネが重要であり、現在の設備やエネルギー使用状況を確認し、今後は各施設管理者が主体的に各施設の特性に合わせた省エネ施策を順次展開していく方針である。

これを踏まえ、本業務では、「学校」、「スポーツ施設」、「文化施設」、「福祉施設」、「庁舎・区役所」、「まちセンほか」、「児童会館」、「その他」の８用途に分類された約900施設のうち、エネルギー使用量が各用途の中で比較的多い約350施設を対象に各種データに基づいて簡易分析を行い、削減ポテンシャル（省エネ効果）の高い施設を抽出したうえで、水平展開の可能性が高い施設を５施設程度選定し、更なるデータ分析や現地調査・ヒアリング等を実施する。それらの結果から、運用改善策の提案、ならびに今後の札幌市の省エネ施策に有効となる水平展開可能な改善案について提言を得ることを目的とする。

３　履行期間

契約締結の日から令和９年３月26日まで

４　業務の内容

(1) データの簡易分析

- 2024年度及び2025年度の年間エネルギー消費量（電気・灯油・重油・ガス等）をもとに算出した年間一次エネルギー使用量から、あらかじめ分類された８つの用途ごとに、同等規模の延べ面積の施設間で使用量が比較的多い施設を抽出し、設備仕様等の情報を加えて比較分析を行う。
- 上記の簡易的な比較分析だけでは、使用量が過多となっている要因が特定できない施設（詳細調査の候補）を抽出する。

(2) 現地調査・ヒアリング実施施設の選定

- 発注者から提示された30分値データを分析した結果および、(1)で抽出した施設の中から、効果的な運用改善策や他施設へ水平展開可能な改善案が導き出せる見込みのある施設を５施設選定

(3) 詳細分析・ヒアリング・現地調査

- 選定した５施設について、図面の詳細確認、施設管理者等へのヒアリング、現地調査、および測定器を用いた詳細データ収集を実施し、エネルギー使用量が多い要因の特定を行う。

(4) 改善提案など

- 要因の特定結果をもとに、効果的な運用改善策、ならびに他施設へ水平展開が可能な改善案の提案を行う。
- 本分析結果をもとに提案した改善案を他施設へ水平展開した場合のエネルギー削減効果（削減ポテンシャル）の算出を行う。

５　提出書類

(1) 業務着手時に提出するもの

ア　業務着手届　１部
※契約後、業務に着手した時は直ちに届け出ること。
イ　業務責任者指定通知書　１部
ウ　業務責任者経歴書　１部
エ　業務日程表　１部

(2) 業務完了時に提出するもの

ア　業務完了届　１部
イ　報告書　１部
※報告書は委託者が認める形式(Word、Excel、PowerPoint、PDF等)で、電子データとしてCD-R等での提出を行うこと。

６　成果物の納入場所

札幌市中央区北１条西２丁目
札幌市 環境局 環境都市推進部 環境エネルギー課

７　業務の体制

(1) 業務責任者１名、業務実施者を1名以上配置すること。

(2) 業務責任者は一級建築士、建築設備士、技術士（建設部門、電気電子部門、環境部門または衛生工学部門）、エネルギー管理士のいずれかの資格を有すること。

(3) 次の条件を満たす者を配置すること。
「令和7年度補正 地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業」において、国（執行団体）から認定された「登録診断機関」において専門家として登録されている者

８　発注者からの貸与可能資料

(1) 公共施設情報（建築図面、設備図面、建築構造、建築年月日等）
(2) 施設の２か年分の電気使用量等データ
(3) その他、受注者が求めるもので、発注者が提供可能なもの。
※貸与対象となる図面等の資料は、調査に必要となる施設分とする。
※発注者が貸与する資料に関して、受注者は本業務の関係者以外に情報が漏れることの無いよう取り扱いと保管に留意し、本業務の目的以外に使用しないものとする。

９　問い合わせ先

札幌市 環境局 環境都市推進部 環境エネルギー課　狩野、須崎、川田
電話：011-211-2872　Fax：011-218-5108

10　その他

(1) 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
(2) 業務の実施にあたり、契約図書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解した上で、最高の成果を得るように努力すること。
(3) 本仕様書に明記のない事項及び疑義が発生した場合については、委託者と受託者の双方が協議し決定すること。
(4) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。
(5) 本業務に関する不都合等は、委託者に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。
(6) 本業務の履行においては、環境負荷の低減に努め、使用する商品・材料、製作物等は、「札幌市グリーン購入ガイドライン」に基づき環境に配慮したものとすること。
(7) 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって知り得た個人情報を他に漏らし、又は目的外に使用してはならない。この契約が終了又は解除された後においても同様とし、これにかかる賠償責任が発生した場合は受託者負担による。